

# I. 認定調査の基本的な考え方

## 1. 要介護認定とは

要介護認定 = 介護サービスの必要度を

「介護の手間」という共通の基準で判断



ものさし

「介護の手間」とは、どれくらい介護サービスを行う必要があるかということを表す概念です。調査対象者にどのような介護の手間が発生しているかは、介助を提供する介助の方法によって異なります。

提供される**介助の方法**は、

調査対象者の**身体能力**、**認知能力**、**BPSD 関連の有無**、

居住環境、年齢、性別、疾患、意欲など、

申請者の様々な要因が関係しています。

バリアフリーの住居に住み、車椅子が利用できる人

結果的に生じる「介護の手間」は異なる

段差のある住居に住み、車椅子を使用できない人

## 2. 要介護認定の手順

要介護認定では、認定調査を行った後に一次判定と二次判定の二つの段階の判定が行われます。

認定調査

一次判定

客観的で公平な判定を行うため、コンピューターによる  
**介護の手間**を推計

二次判定

一次判定（コンピューター）では  
評価しきれない  
調査対象者の具体的な  
**介護の手間**について検討

調査対象者の状況はひとりひとり異なり多様、  
特記事項等を用いて  
**個別具体的な状況を極力正確に、  
介護認定審査会の委員に伝達することが重要**

### 3. 認定調査票

認定調査票			
概況調査、基本調査、特記事項から構成			
調査の種類	記載方式	記載する内容	役割
概況調査	文章	現在受けているサービスの状況、家族状況等について記載します。	特記事項の内容を理解する際に活用される場合があります。
基本調査	選択肢	各調査項目の「定義」等に基づいて選択します。	一次判定ソフトに入力し、要介護認定等基準時間（介護の手間の総量の推計値）を算出するために用いられます。
特記事項	文章	具体的な内容を記載します。  ポイント 「選択根拠」「手間」「頻度」	主に基本調査では「十分に把握できない」申請者の具体的な介護の手間などを審査会に伝達します。一次判定の修正・確定を行う上で、基本調査の内容が妥当であるかどうかを確認する上でも用いられます。

・調査員テキスト P12～P15

厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：認定調査の基本的な考え方」より

- 概況調査 認定調査票（概況調査）
- 基本調査 認定調査票（基本調査①）1群、2群、3群の調査項目を選択する  
 （基本調査②）4群、5群、6群、7群の調査項目を選択する
- 特記事項 認定調査票（特記事項）

調査対象者の状況を正確に把握するための情報。

基本調査では把握できない調査対象者の具体的な状況や、その人に固有の状況等を審査会に伝達する役割がある。一次判定の修正・確定を行う上で、基本調査の選択肢の選択が妥当であるかどうかを確認するうえでも用いられる。

## 4. 認定調査の基本的な考え方

評価軸等の基本原則を理解するところから、始めましょう！

### 「3つの評価軸の特徴」

「平成 26 年度 厚生労働省 認定調査員能力向上研修会」より

	能力	介助の方法	有 無
主な 調査項目	<b>身体的能力</b> (第 1 群を中心に 10 項目) <b>認知の能力</b> (第 3 群を中心に 8 項目)	<b>生活機能</b> (第 2 群を中心に 12 項目) <b>社会生活への適応</b> (第 5 群を中心に 4 項目)	<b>麻痺等・拘縮</b> (第 1 群の 9 部位) <b>BPSD 関連</b> (第 4 群を中心に 18 項目)
選択肢の 特徴	「できる」「できない」 の表現が含まれる	「介助」の 表現が含まれる	「ない」「ある」の 表現が含まれる
基本調査の 選択基準	試行による 本人の能力の評価	介護者の介助状況 (適切な介助)	行動の発生頻度に基づき 選択 (BPSD)※
特記事項	<b>日頃の状況</b> <b>選択根拠・試行結果</b> (特に判断に迷う場合)	<b>介護の手間と頻度</b> (介助の量を把握できる記述)	<b>介護の手間と頻度</b> (BPSD)※
留意点	実際に行ってもらった状況 と日頃の状況が異なる場合 「日頃の状況」の意味にも留意する	「実際に行われている介助が 不適切な場合」	選択と特記事項の基準が異なる 点に留意 定義以外で手間のかかる類似 の行動等がある場合(BPSD)※

※麻痺等・拘縮は能力と同じ

基本調査の選択基準は、評価軸ごとに異なります。

いずれの軸においても、選択肢の選択のみでは、個別具体的な介護の手間を読み取ることはできないため、特記事項に記載することが必要です。

## 5. 能力と介助の方法の違い

**能力**

本人ができるかどうか

**介助の方法**

最終的に提供されている介助の方法  
(または、提供されるべき介助の方法)

例:(1-7)歩行 と (2-2)移動

厚生労働省要介護適正化事業「eラーニングシステム教材：認定調査の基本的な考え方」より

	歩行	移動
評価軸	能力	介助の方法
基本調査の定義	立った状態から継続して5m程度歩くことができる能力があるかどうか	日常生活において、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助が行われているかどうか。
基本調査の選択肢	「つかまらないでできる」 「何かにつかまればできる」 「できない」	「介助されていない」 「見守り等」 「一部介助」 「全介助」

- ・ 歩行 … 立った状態から継続して  
5 m程度歩行できる能力があるかどうか
- ・ 移動 … 日常生活において必要な場所への移動にあたって  
見守りや介助が行われているかどうか

能力による評価と介助の方法による評価の二つの見方をすることで、**介護の手間**がより具体的にイメージできる